

地方分権：関係省庁ヒアリング資料

提案事項：都市公園に設置可能な施設に関する規制緩和

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課
平成28年10月24日

重点番号2：都市公園に設置できる施設に関する規制緩和(国土交通省)

公園施設への「児童館」の追加について

＜提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点＞

○ 施行令5条5項の教養施設には社会教育関連施設が主に記載されており、この規定によって児童館を設置することは不可能と地方公共団体から受け取られても仕方がない。児童館の設置も認められるのであれば、それも政令に明記すべきではないか。

✓ 「教養施設」には、社会教育施設の他、教養のための幅広い活動を行える施設が含まれる。

- 社会教育施設（図書館、陳列館（博物館、美術館等））
- 動植物や自然環境とのふれあい、自然をいかしたレクリエーションのための施設
- 自然保護の意識や地域固有の動植物への理解を深めるための環境教育のための施設
- 農業、芸術文化、運動、科学等に関する体験、学習活動のための施設 等

※「教養施設」の一覧（施行令5条5項1号）

植物園、温室、分区分園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑、その他これらに類するもの

✓ 子どもの健全な遊び（活動）の場として、児童館を都市公園に設置する事例は多数存在。

- 「児童館」＝児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設

※児童館での活動と設備の例

- － 豊かな自然の中での自然をいかした遊び（キャンプ等）
- － 芸術・体育・科学等の総合的な活動（劇場、ギャラリー、屋内プール、歴史・科学資料展示室等）
- － 野外における体力増進を図るための活動（広場、運動遊び用の器材等）

＜第1次回答を踏まえた提案団体からの見解＞

○ 現行法令上の規定で地縁団体の会館施設を設置可能であるとのことであるが、一般に地縁団体の構成員が占有する会館を、広く市民の利用に供することが前提となる「集会所」として設置することが可能であると解釈することは困難であり、政令を改正し地縁団体の会館を設置可能である旨明記するか、少なくとも技術的助言によりその旨を明確化することが必要であると考える。

＜提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点＞

○ 地縁団体の会館設置については、「集会所」では読みにくいことから、施行令5条8項に明記すべきではないか。

- ✓ 本来都市公園は、広く公衆が自由に利用できる空間であるため、特定の団体が占有する排他独占的な施設を公園施設として設置することは不可。
- ✓ ただし、地縁団体の会館施設であっても、一般の公衆の利用に開放されている施設については、「集会所」として設置することは可能。

⇒ 公園管理者である地方公共団体が、

- ・ 当該地縁団体の会館施設の機能や利用形態
- ・ 当該都市公園の設置目的や性格

を踏まえて、「集会所」に該当するか否かを個別具体に判断すべき。

「その他都市公園の効用を全うする施設」の条例委任について

＜提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点＞

- 本提案は都市公園に対する地域のニーズの高さを示すものであり、児童館や地縁団体の会館施設を公園に設置できる施設として個別に政令に記載することで、都市公園が果たす役割(コンパクトシティの推進等)を前向きにアピールできるのではないか。
- そもそも、地方公共団体の設置に係る都市公園については、「都市公園の効用を全うする施設」(法2条2項9号・施行令5条8項)を当該地方公共団体が条例で定められることとしてもよいのか(「都市公園の効用を全うする」か)の判断は地方公共団体が行う。

- 都市公園は、住民の休息、鑑賞、遊戯、運動その他のレクリエーション利用に供されるとともに、都市環境の整備改善や防災に資するために設けられるもの。
- 公園施設は、これらの機能を果たすために真に必要な施設に限定されるべきもの。

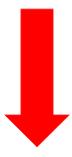
公園施設の種類(法2条2項)

- ① 園路及び広場
 - ② 修景施設
 - ③ 休養施設
 - ④ 遊戯施設
 - ⑤ 運動施設
 - ⑥ 教養施設
 - ⑦ 便益施設
 - ⑧ 管理施設
- } 条例による施設の追加可能
⇒ 地域のニーズに対応



公園施設は、基本的には①～⑧の範囲に止められるべきもの

- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、
都市公園の効用を全うする施設
⇒ 展望台、集会所、災害応急対策施設(施行令5条8項)



⑨は、極めて例外的なものとして都市公園の機能を果たすための必要性を慎重に判断した上で、政令に個別に規定